


夏の海水浴場駐車場割引制度

対象
下田市に住民票を有する未就学児がいる世帯の方
※未就学児＝平成30年4月2日以降生まれ

割引内容
市と夏期海岸対策協議会が運営する駐車場の料金が**500円割引**（民間の駐車場は対象外）。

利用方法
白色の「子ども医療費受給者証」を料金所で提示（子どもが同乗しているときのみ適用されます）

利用できる駐車場
白浜中央海水浴場、田牛海水浴場、入田浜海水浴場、グリーンエリア、多々戸浜海水浴場、吉佐美大浜海水浴場（舞磯浜海水浴場を含む）、外浦海水浴場（外浦観光協会、外浦氏子会運営のみ対象）
※対象の方で「子ども医療費受給者証」をお持ちでない方は福祉事務所までお問い合わせください。



問合せ先
福祉事務所社会福祉係（東本郷庁舎窓口⑥） ☎22216

熱中症に注意！！


熱中症は命を落とす危険性があります。早めの対策を心がけましょう。

- 喉が渇く前にこまめな水分補給をする！
- 暑い日の屋外作業は控える！
- 室温に注意してすぐに冷房を使用する！

子どもやお年寄りには暑さに気付かないまま熱中症にかかることもあります。本人だけでなく、周りの人も積極的な注意や呼びかけをお願いします。

暑さを測る指標として、今年度より災害級の暑さを想定した**熱中症警戒“特別”アラート**が創設されました。市民メールなどでの注意喚起も行いますが、アラートに関係なく日ごろからの対策をお願いします。

特別警戒アラートが発表された際は、一時的に暑さをしのぐ施設として、市役所などを開放予定です。詳細については下記QRコードから市HPをご確認ください。




問合せ先
市民保健課健康づくり係（東本郷庁舎窓口⑤） ☎22217

地籍調査実施のお知らせ

昨年度調査の閲覧
平成29年度より、市では、地籍調査事業に着手しており、昨年度は、四丁目・六丁目の各一部地区の一筆地調査（所有者や委任された方の立会による境界、地目などを確認していただく調査）を実施しました。その成果をとりまとめ、閲覧（地籍調査結果を土地所有者の方に確認していただくこと）を行います。8月頃に20日間程度の期間を予定しており、詳細が決まり次第、閲覧の対象となる方々に通知文を送付します。

今年度調査のお願い
今年度は、新たな調査区域として一丁目・敷根・本郷の各一部地区の地籍調査を開始します。期間中は調査員が居住地に立ち入るなど何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。調査員は、白色の「地籍調査」の腕章を着用し、土地立入証を携帯しています。実施に先立ち、皆さまにお知らせいたします。10月頃に調査に該当する方々を対象にお知らせの通知を送付する予定です。



問合せ先
建設課土木管理係（河内庁舎3階） ☎22219

HPVワクチン 無料キャッチアップ接種

HPVワクチンは、未接種の方が3回接種を完了するためには、7～8か月程度かかります。そのため、遅くとも9月までには1回目を接種していただかないと、今年度内に無料で接種を完了することができません。

HPVワクチンとは？
子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染を予防するワクチンです。子宮頸がんは、95%が、子宮頸部へのHPVの持続感染が原因です。日本では毎年、約1.1万人の女性が子宮頸がんとなり、約3,000人が子宮頸がんによって亡くなっています。また、20代30代の若年層に子宮頸がんが増えています。

キャッチアップ接種とは？
HPVワクチンの個別接種の勧奨が差し控えられていた間に接種対象であった方を対象とした**公費での無料接種**です。接種を希望される方で、予診票のない方や不明な点のある方は、問合せ先までご連絡ください。また、子宮頸がんの早期発見のために20歳を過ぎたら、2年に1度、子宮頸がん検診を受けましょう！

子宮頸がん検診につきましても、不明な点のある方は問合せ先までご連絡ください。


問合せ先
市民保健課健康づくり係（東本郷庁舎窓口⑤） ☎22217

地域のお仕事発見！ 小学生職場体験講座 参加者募集！

地域にある企業や団体を見て知って、仕事の裏側を体験できる小学生職場体験講座を開催します。

対象 小学生（3年生～6年生）と保護者（付き添い）
期間 7月25日（木）～8月25日（日）
会場 静岡県賀茂・東部・中部地域の各企業・団体
内容 企業等が企画・運営を行う小学生向けの職場体験

その他
体験講座の詳細（日時・会場・内容・定員・参加費等）は県東部地域局HPからご確認ください。



問合せ先 静岡県賀茂地域局 ☎22202

しもだ健康川柳

新鮮な空気取り込み健康に
すぐ上がる心拍数と体脂肪
よい天気ここは散歩に出かけねば
パフアリンの強さを知った月曜日
友と見る伊豆の海なおキラキラと

（丸コボ） （増田 義和） （厨鷗） （高校二年生） （つるみ）

期限切れとなる水道用量水器の交換をします

問合せ先 上下水道課工務係（落合浄水場） ☎1200

今年度中に検定期間切れとなる水道用量水器（メーター）口径13mm、約820個の交換業務を、7月頃から12月末の期間にて行います。水道用量水器の交換は、下田市指定水道工事人（水道工事店）が**該当するお宅を訪問**し、実施します。ご不便、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。量水器は無償の貸与品となっていますので、大切に管理をお願いします。※口径20mm以上の交換は、12月～令和7年2月を予定
なお、量水器より宅内側にあるバルブ等の修繕・取替を行う場合、**個人が依頼する別途工事**となるため自費となります。

○水道ひとくちメモ
計量法により、水道用量水器（メーター）の検定期間（使用期間）は8年と定められており、期限切れになるメーターは新検定品に交換しなければなりません。適正な計量を行うために、検定期間が定められ、交換するものです。

